

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

令和2年度後期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

令和3年3月8日(月)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

※令和3年3月卒業又は修了予定者は、令和3年2月24日(水)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額 44,650 円 (法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります)以上の残高があることを確認してください。

令和2年11月24日(火) ←【在校生】2ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

令和2年12月23日(水) ←【新入生】3ヶ月分(以降1ヶ月分ずつ)

令和3年 1月25日(月)

令和3年 2月24日(水)

令和3年 3月 8日(月)

※令和3年3月卒業又は修了予定者は、令和3年2月24日(水)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

令和2年10月21日

学生支援課経済支援係